

～労務担当者必見!!～

# 労務対策セミナー

[働き方改革関連法] 2023年4月より 中小企業でも法定割増賃金率の引上げ!

2019年4月より順次施行されている働き方改革関連法において、年次有給休暇の取得義務、時間外労働の上限規制、同一賃金同一労働等、様々な法令の成立に伴い、企業として変化に対応し適正な雇用管理を行う必要があります。

また、近年増加傾向にある労務トラブル、労働者の権利意識の向上に伴い法令の遵守が「ななああ」では済まされなくなってきております。トラブルを未然に防ぐにはまず、労働法規や保険制度の理解が欠かせません。今回のセミナーでは、働き方改革に伴う最新の労働法改正について、また、最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大によるパート・アルバイトの働き方の影響について解説し、労務トラブルを未然に防ぐために、企業に求められる労務管理について学びます。経営者や労務担当者は知っておくべき内容となっておりますので是非ご参加ください!

## 【セミナーカリキュラム】

- ◆最新の労働法改正・トピックス
- ◆最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大の影響について
  - ・社会保険やその他公的保険制度等の対象の違いについて
  - ・パート、アルバイトの働き方の影響



講師：社会保険労務士法人  
ダブルリード

## 代表 烏野 茂孝氏

中小企業に特化した机上論に捉われない事業実態に即した労務管理支援が好評。  
商工会議所・商工会でセミナー講師や専門家派遣での労務相談支援で活躍している。

新型コロナウイルスの影響拡大に伴い、状況を鑑みて、研修・セミナーの開催を中止させていただく場合がございます。中止となる際は、参加者の皆様へ順次、電話・FAXなどでお知らせさせていただきます。当日は会場の除菌や換気、受付にてアルコール消毒液の設置等対応させていただきますが、参加者の皆様につきましても、咳や熱など風邪の症状がある場合は参加を見合わせてください。また、うがい・手洗い、マスクの着用など各自感染防止対策にご協力お願いいたします。

日時 2023年 2月17日(金)14:00～16:30

定員 50名 ※定員に達し次第締め切ります。お早目にお申し込みください。

会場 八尾商工会議所 3階 大ホール

※駐車場は最初の1時間は無料、その後20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

お申込み・  
お問い合わせ先

八尾商工会議所 総務部 業務課  
〒581-0006 大阪府八尾市清水町 1-1-6  
TEL 072-922-1181 FAX 072-922-8828

### 【参加票について】

FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

八尾商工会議所 総務部 業務課 行 【労務対策セミナー申込書】 (FAX: 072-922-8828)

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地	〒	メール	@ (八尾商工会議所メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要)
申込担当者	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	
参加者名	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	
	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	